

**都市農業における
農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想**

平成30年3月

尼崎市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 尼崎市の農業の概要

尼崎市（以下「市」という。）は、兵庫県東南部に位置し、猪名川、武庫川両河川領域を除き、市内全域が市街化区域となっている。

また、市の面積は50.72km²で、阪神都市圏域に属するとともに農産物大消費地に近接しており、葉物野菜を中心に、立地条件を活かした農業生産を展開している。

農地面積は89ha（平成29年）で、市域に占める割合は約1.8%である。農地は生産緑地と宅地化農地に分類され、市の農地の約85%が生産緑地である。

(2) 農家数と営農状況

市の農業構造は、農家数が295戸で、その内訳は販売農家127戸、自給的農家168戸となっている。販売農家のうち年間500万円以上の販売のある農家は12戸、100～500万円の農家は40戸、100万円未満は75戸となっており、多くの農家が水稻栽培を中心とした自給的農家となっている。（2015年農林業センサスより）

近年、農家の高齢化に伴う担い手不足が一層進み、農地の適正な保全がより難しくなっている。これを放置すれば周辺環境や周辺農地の耕作に支障をおよぼすおそれがある。

農地は市民に新鮮な農産物を供給するだけでなく、貴重な緑地空間としてヒートアイランド現象の緩和などの環境面、雨水や地下水を溜め洪水を防ぐ等の防災面、また、自然や農業を通じた情操教育や環境学習の場の提供といった教育面など、多面的な機能を持ち、都市において重要な役割を果たしていることから、市はこれらの一層の保全に努める必要がある。

(3) 年間農業所得、労働時間の目標等

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市をはじめとする阪神地域の現状を踏まえつつ、将来における農業経営において、他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得の水準として、主たる農業従事者1人あたり概ね350万円、年間労働時間は1,800時間程度を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の中心部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、農家人口が減少していく中、農地を保全していくためには、次代を担う若い就農者の確保が必要であるが、新たに農業経営を営もうとする青年等については、営農する上での知識や技術に乏しく、経営面積も少ないことから、1人当たりの年間農業所得の目標としては概ね200万円、年間労働時間は1,800時間を目指すべき水準とする。

新規就農希望者には、国・県・市が実施している各種就農支援情報を提供し、一人でも多くの新規就農者を確保するため、阪神農業改良普及センター、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会等の関係機関が連携し、継続的な指導や各種研修への参加を支援する。

(4) 農業振興の方向と営農類型のあり方

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する措置を総合的に実施する。

まず、市は、尼崎市農業再生協議会、兵庫六甲農業協同組合、市農業委員会、阪神農業改良普及センター等と十分な連携の下で実効性のある指導を行い、地域における農業の将来展望とそれを担う農業者を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その団体及びこれらの周辺農業者に対し、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農作業受託による実質的な作業受託面積の拡大を促すこととし、兵庫六甲農業協同組合と連携を密にして、農作業受委託の促進が意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農

業改良普及センターの指導の下に、品種の改善等による高収益化を推進する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、地域の農業者の組織化等に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画と協同を促進する。

併せて、小規模兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で必要な人材の提供等による役割分担を明確化しつつ、専業農家以外にも本法^(注1)その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、支援措置について認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、話し合いを通じて地域が抱える人と農地の問題・課題を明らかにし、その問題・課題に対する解決策を考え5年後の地域農業を設計するための「人・農地プラン」の策定を目指し、これらの取り組みについての整合性が取られるように推進する。

併せて、新たに農業経営を始めようとする青年等の確保・育成のため、関係機関、関係団体と連携を図りながら制度の活用を推進し、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を行う。

(注1) 農業経営基盤強化促進法

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 経営類型

市において、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な経営類型を示すと概ね次のとおりである。

ア 施設野菜＋露地野菜(少量多品目)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 ＋露地野菜(少量多品目)	<作付面積等> 施設トマト＝3a×1回転 ピーマン＝3a×1回転 ナス＝3a×1回転 キュウリ＝3a×1回転 コマツナ＝5a×5回転 ホウレンソウ＝5a×3回転 ミスナ＝3a×4回転 シュンギク＝2a×3回転 ねぎ＝2a×2.5回転 キャベツ＝2a×1.5回転 ブロッコリー＝2a×1.5回転 ハクサイ＝2a×1.5回転 レタス＝2a×2回転 ダイコン＝3a×1.5回転 ニンジン＝3a×2回転 タマネギ＝2a×1回転 ジャガイモ＝2a×2回転 <経営面積> 0.47ha	<資本設備> ・ハイハウス 3a ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術の導入	・OA機器導入による経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

イ 露地葉物野菜

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地葉物野菜	<作付面積等> コマツナ＝10a×5回転 ホウレンソウ＝10a×3回転 ミスナ＝5a×4回転 シュンギク＝5a×3回転 ねぎ＝8a×2.5回転 <経営面積> 0.38ha	<資本設備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術の導入	・OA機器導入による経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

ウ 施設果菜類(直売主体)＋施設葉物野菜＋露地葉物野菜

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設果菜類(直売主体)＋施設葉物野菜＋露地葉物野菜	<作付面積等> 施設トマト＝10a×1回転 施設コマツナ(トマト跡)＝10a×2回転 露地コマツナ＝8a×5回転 露地ホウレンソウ＝8a×3回転 露地ミズナ＝6a×4回転 <経営面積> 0.32ha	<資本設備> ・パイプハウス 10a ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 <将来見通し> ・高品質、高付加価値生産販売の対応 ・減農薬栽培 ・省力機械化技術の導入	・OA機器導入による経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入

(注) 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

(2) 経営管理の方法

- ア 複式簿記記帳による農業経営と家計の分離
- イ 青色申告の実施
- ウ 作業受託における適正な委託料の設定と維持

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を始めようとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標

新たに農業経営を始めようとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型については、市内における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、1人当たりの年間農業所得の目標は概ね200万円、年間労働時間は1,800時間を目指すものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営者に対する農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用関係の改善に関する事項

ア 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市において生産される農作物は、野菜と水稲が主であり、都市部の農地としてその特徴を活かした経営が行われており、概ね耕作できる農地は利用されている。

イ 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

平成29年度に実施した農業者アンケートでは、「家族に農業後継者がいない」との回答も多く、地域の担い手だけでは遊休農地を受け入れられなくなることが予想される。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な農業者を育成し、それらの者に地域の農地を賃貸できるよう誘導するとともに、関係機関が一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、農地の効率的利用を促し、農業の振興を図ることを目的とする。

ウ 関係団体等との連携

市では、関係機関が有する農地情報の共有化を行い、地域の担い手、認定農業者、地域の農業経営体への農地貸借を促進するため、農業委員会、農業協同組合等と連携して事業の推進を図ることとする。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成30年4月1日から施行する。